

(第一類 第一回 国会)

衆議院 内閣委員会

議録 第九号

(二一九)

平成二十四年六月十四日(木曜日)

午後零時五十分開議

出席委員

委員長 荒井 聰君

理事

岡島 一正君

理事

田村 謙治君

理事

福島 伸享君

理事

石田 勝之君

理事

青木 愛君

理事

石山 敬貴君

理事

黒田 雄君

理事

高井 崇志君

理事

玉城 デニー君

理事

橋本 博明君

理事

畑 浩治君

理事

藤田 衣里子君

理事

村上 史好君

理事

森山 浩行君

理事

和嶋 未希君

理事

北村 茂男君

理事

塩崎 恭久君

理事

平 将明君

理事

野田 聖子君

理事

塩川 鉄也君

理事

浅尾慶一郎君

理事

川端 達夫君

理事

吉田 聖修君

理事

吉田 おさむ君

理事

内閣府副大臣

文部科学副大臣

経済産業副大臣

国土交通副大臣

國務大臣

(地域活性化担当)

國務大臣

内閣府副大臣

内閣副大臣

内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。川端国務大臣。

地域再生法の一部を改正する法律案
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○川端国務大臣 委員長、理事、委員の皆さんのお許しください。御配慮で時間を調整していただきましたことをお札申し上げたいと思います。ありがとうございます。

時間の制約があるので、多少早口になることを

お許しください。構造改革特別区域法の一部を改正する法律案及び地域再生法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申します。

最初に、地域再生法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申します。この法律案は、地域再生方針に、地域における少子高齢化に対応した良好な居住環境の形成その他、地方公共団体が地域再生を図るために特に関連する基本的な事項を定めることとしております。

第三に、地方公共団体は、地域における特定政策課題に重点的に取り組むことが必要な特定政策課題に関する事項を地域再生計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けることができるとしております。

第四に、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に記載された特定地域再生事業に対する特別の措置を定めておりま

す。

第五に、地方公共団体の長は、営利を目的とする法人であつて、地域再生の推進のために必要な業務を適正かつ確実に行うことができるものを地域再生計画が認定され、全国各地で創意工夫にあふれるさまざまな取り組みが行われてきました。さらに、地域再生法が施行されてから七年目を迎えることから、同法附則第二項を踏まえ、所要の検討を行つてしましました。

今般、この検討結果に基づき、少子高齢化、人口減少等の社会経済情勢の変化に対応した地域の再生を図るため、地方公共団体の取り組みに対して施策を重点的に実施すべき政策課題を特定政策課題として政令で定めることとともに、特定政策課題の解決に資する特定地域再生事業に対する特別の措置を創設し、当該特定地域再生事業に対する特別の措置

を定めるほか、地域再生推進法人の指定等について定めること等を通じ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、その他の地域の活力の再生をさらに推進するため、この法律案を提出する次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣は、定期的に、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案を募集することと

しております。

第二に、政府は、地域再生方針に、地域における少子高齢化に対応した良好な居住環境の形成その他、地方公共団体が地域再生を図るために特に関連する基本的な事項を定めることとしております。

第三に、地方公共団体は、地域における特定政策課題の解決に資する特定地域再生事業に関する事項を地域再生計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けることができるとしております。

第四に、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に記載された特定地域再生事業に対する特別の措置を定めておりま

す。

第五に、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について、その概要を御説明申し上げます。

第六に、政府はこの法律の施行後五年以内に、

この法律による改正後の地域再生法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。

第七に、特産酒類の製造事業に係る酒税法の特例に関して、果実酒またはリキューに使用することができる原料の追加を行うこととしております。

第八に、河川法及び電気事業法の特例として、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域において、河川法の規定による許可を受けて取水した流水のみを利用する水力発電事業の実施について、河川法及び電気事業法に定められている手続の一部を不要とするなどの措置を講ずることとしております。

第九に、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域は、地方や民間が自発的に構

造改革特別区域推進本部においては、全国からの提案募集を行い、規制の特例措置を決定してまいりました。さらに、平成十九年に構造改革特別区域法の一部を改正する法律が施行されてから五年目を迎えることから、同法附則第二項を踏まえ、所要の検討を行つてまいりました。

今般、この検討結果に基づき、新たな規制の特例措置の整備等に係る提案を募集する期限及び構

造改革特別区域計画の認定を申請する期限を延長するとともに、これまでの提案募集を踏まえ、構

造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加することを通じ、経済社会の構造改革を推進することともに地域の活性化を図るため、この法律案を提出する次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、平成二十四年三月三十一日となつて新しい規制の特例措置の整備等に係る提案を募集する期限及び構造改革特別区域計画の認定を申請する期限を、平成二十九年三月三十一日まで延長することとしております。

第二に、特産酒類の製造事業に係る酒税法の特

例に関して、果実酒またはリキューに使用するこ

とができる原料の追加を行うこととしております。

第三に、河川法及び電気事業法の特例として、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域において、河川法の規定による許可を受けて取水した流水のみを利用する水力発電事業の実施について、河川法及び電気事業法に定められている手続の一部を不要とするなどの措置を講ずることとしております。

第四に、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革

特別区域においては、政令または主務省令により

加速させるための突破口となるものであり、同時に、地域の活性化の手段となるものです。これまで千百七十一件の構造改革特別区域計画が認定を受けて、それぞれの地域の特性に応じた事業が実施されました。

構造改革特別区域推進本部においては、全国からの提案募集を行い、規制の特例措置を決定してまいりました。さらに、平成十九年に構造改革特別区域法の一部を改正する法律が施行されてから五年目を迎えることから、同法附則第二項を踏まえ、所要の検討を行つてまいりました。

今般、この検討結果に基づき、新たな規制の特例措置の整備等に係る提案を募集する期限及び構

造改革特別区域計画の認定を申請する期限を延長するとともに、これまでの提案募集を踏まえ、構

造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加することを通じ、経済社会の構造改革を推進することともに地域の活性化を図るため、この法律案を提出する次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、平成二十四年三月三十一日となつて新しい規制の特例措置の整備等に係る提案を募集する期限及び構造改革特別区域計画の認定を申請する期限を、平成二十九年三月三十一日まで延長することとしております。

第二に、特産酒類の製造事業に係る酒税法の特

例に関して、果実酒またはリキューに使用するこ

とができる原料の追加を行うこととしております。

第三に、河川法及び電気事業法の特例として、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域において、河川法の規定による許可を受けて取水した流水のみを利用する水力発電事業の実施について、河川法及び電気事業法に定められている手続の一部を不要とするなどの措置を講ずることとしております。

第四に、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革

特別区域においては、政令または主務省令により

規定された地方公共団体の事務にかかる規制の条例委任の特例を適用することとしております。

第五に、政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の構造改革特別区域法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。

以上が、地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○荒井委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○荒井委員長 何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○荒井委員長 次に、内閣提出、内閣府設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房宇宙開発戦略本部事務局長山川宏君、文部科学省大臣官房審議官大竹暁君、文部科学省研究開発局長戸谷一夫君、防衛省防衛政策局長西正典君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

この際、お諮りいたします。

○荒井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○荒井委員長 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○荒井委員長 これより質疑に入ります。

○河村委員 自由民主党の河村建夫でございます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○河村委員 今般の内閣府設置法等の一部改正に伴いまして、いわゆる宇宙開発の問題に本格的に取り組むことができるということで、宇宙基本法、超党派の議員立法で平成二十年の五月二十八日に成立をいたしました、平成二十年八月に施行されたのでございますが、その議員立法にかかわった者とし

て、この仕上げの設置法につきまして若干の質問をさせていただきたいと存じます。

宇宙基本法には実は附則がついておりまして、附則二条に、「政府は、この法律の施行後一年を行わせるために必要な法制の整備その他の措置を講ずるものとする。」とあります。また、三条には、「政府は、この法律の施行後一年を目途として、独立行政法人宇宙航空研究開発機構その他の宇宙开发利用に関する機関について、その目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、当該機関を所管する行政機関等について検討を加え、見直しを行うもの」、このようになつておるわけでございま

す。

これは超党派で成立をした基本法でございまして、平成二十年五月といいますと、もう会期末でもありました。福田内閣の当時でございます。各法案難しい段階であったわけでございますが、超党派ということでございまして、現総理の野田佳彦先生を中心においたで、野党側を全部まとめていただいたいという経緯もございます。

そこで、この状況について、私どもはさらに、皆さんのお手元に決議文をお配りしたと思思います。が、宇宙基本法フォローアップ協議会、これが超党派の協議会でございまして、この附則について早急に対応するようにということで、その点についての決議をしたところでございます。

今回、内閣府において、この状況を踏まえた形で法案を提出された、このように思うわけでございますが、特に、今回のこの設置法の改正によりまして、内閣府などのような部局の新設ということになるんでしようか。

これは、さきに、今申し上げました宇宙基本法フォローアップ協議会が決議をいたしておりますが、その内容、例えば内閣府事務次官直属の宇宙戦略室といいますか、我々の方は戦略局と書いておりますが、そのようなものが置かれる、このよううに聞いておりますが、そうした内容と同じであるというふうに、大臣の認識はよろしくござい

ましようか。

○古川国務大臣

まずは、河村議員におかれましては、そもそも今回の法改正のもととなりました

宇宙基本法を、今の野田総理とともに立案者の中

心となつて立法していただいたこと、それがあつたからこそきょうのこの審議にも至つてはいるとい

うことで、心より感謝を申し上げたいと思います。

また、その上で、その後、宇宙基本法ができま

した後も、フォローアップ議員協議会の共同議長としてさまざま御指導をいたしまりまし

て、皆様方からの御提案等もいただいてこうした

法改正にござつたということでございますの

で、そうした御協力にもこの場をおかりして心

から感謝を申し上げたいと思っております。

また、一点は、先ほど最初に議員からも御指摘

ございました。宇宙基本法では附則で、一年を目

途に、司令塔の、今回のよな法改正を行うとい

うことが規定されておつたんですが、実際には三

年半ほどかかるとなつた、この点は率直に反省

をしなければいけないと思つております。

ただ、三年半、無為に過ごしていたわけじゃな

くて、さまざま面から宇宙政策の司令塔づくり

というものを検討して、今回の法改正に至つたわ

けでございます。昨年の十二月には、先ほどお話を

ございましたように、フォローアップ協議会か

ら決議も出していただきまして、今回の法改正に際しましては、この決議も大いに参考にさせていただきました。

その上で、今回の法案の中では、内閣府には宇

宙審議官を長とする組織を独立した部局として整

備をいたしまして、この宇宙審議官を内閣府におけ

る宇宙政策の取りまとめ責任者及び対外的な代

表者とすることといたしております。また、内閣

府の決裁規定に基づき、部局長となります宇宙審

議官は、直接、大臣や事務次官等に報告すること

となつております。

そういう意味では、この宇宙基本法フォロー

アップ議員協議会の御決議に沿つたものというふ

うに考えております。

第一類第一号 内閣委員会議録第九号 平成二十四年六月十四日

二二

ましようか。

○古川国務大臣

まずは、河村議員におかれまし

ては、そもそも今回の法改正のもととなりました

宇宙基本法を、今の野田総理とともに立案者の中

に進める、産業化も含めてやろうとすれば、どう

しても宇宙予算の編成成というのは非常に大事に

なつてくるというふうに思います。

そこで、少し具体的な話に入りますが、この新

しい体制をおつくりいただく、宇宙政策を具体的

に進める、産業化も含めてやろうとすれば、どう

ともあろうと思ひますが、ようやつとここに至つたということござります。

また、さらに、今御指摘ございましたように、や

はり、各省の予算要求前から政府予算の閣議決定

に至るまで、財政当局とも内閣府がしっかりと密接連携をとることによつて、見積もり方針にしつかり従つたそした予算になるように、しつかり

内閣府において指導力を発揮してまいりたいとい

うふうに考へております。

○河村委員

この点は非常に大事な点でございま

して、今の大臣の御答弁に沿つてやつていただき

たいというふうに思います。

それから、さらに具体的なことですが、そうなつ

てきますと、これは文部科学省にお聞きしなさや

ならぬと思うんですが、宇宙利用促進調整委託費

というものは文部科学省に計上されてきたと思いま

す。しかし、内閣府が主導的役割を果たすとい

うことになると、これはむしろ内閣府に移管すべき

ではないか。その上に立つて文科省と内閣府が共

同で審査する、やはりこうした密接な連携が必要

ではないか。

もちろん、文部科学省がJAXAのもとでいろ

いろな形でこれまで深くかかわつてきて推進をし

ていただいたこと、これはまた必要なことであ

りますが、今後、宇宙開発というものが一つの大き

な国家戦略に位置づけられて内閣府に置くとい

うことはそういうことを意味するのではないか、こ

のように考へるんですが、どのようにお考へで

しょうか。

○奥村副大臣

お答えいたします。

河村委員におかれましては、文部科学行政の大

ベテラン、大先輩でござりますので、今さら私が

申し上げることもないわけでござりますが、確か

に、今おっしゃつたとおり、今後の宇宙開発利用、

いろいろなことを考へますと、内閣府等に移管と

いうことも一つの考え方であるかもわかりません

が、御案内のとおり、漁業、あるいは防災、教育、

そしてまた道路行政等々いろいろな分野で、委託費等で、文科省を中心いろいろなところで推進をしてきたところでござります。

せひ、我々といたしましては、従来どおり内閣府とはしつかり連携をとつていくわけであります
が、このような従来のまま、これは委員も御承知のとおり、二十一年度から三年計画で進めていた
だいたいわけですが、そうした流れを考えます
と、この今まで、委託費を文科省を中心にまた
進めさせていただければというよう思つて
ところでございます。

はもういろいろな関係で、今、古川大臣もおっしゃいましたように、我々も内閣府と十分連携をとりながら進めていきたいというように思つておりますので、御理解をいただきたいと思います。○河村委員 恐らくそういう答弁をなさるのではないか、こう思いました。

ただ、これはやはり、宇宙開発利用促進という視点に立つたときには、当然そのようになつていくべきではないかと私は考えます。今後の政策のあり方いかんでございますが、そういう視点に立つて内閣府が主導権を發揮する必要がある、そういう予算の編成の仕方が必要であろう、私はどのように考えておりまることを申し添えさせていただきます。

次に、今回、JAXA法の平和利用目的を宇宙基本法と整合化した、その方向だと思いますが、これは外務大臣、防衛大臣とも絡んでくる問題でございますが、防衛省関連の業務をJAXAが行なうことができる、このように理解をしていいかどうか。また、その前提に立ちますと、外交、安全保障分野における宇宙政策、これを内閣府と密接に連携して積極的に進めていくべきだ、このように考えますが、外務省また防衛省、この方針に対してどのようにお考えでしょうか。

の宇宙開発利用は日本国憲法の平和主義の理念によるものとされることが法制化されたのです。そこで、JAXAについても、その目的、機能、業務の範囲等について検討を加え、見直しを行なうものとされているところでございまして、これは先ほど委員御指摘のとおりでございます。

これまでの政府における検討等を踏まえ、JAXA法の目的規定における平和利用に関する記述を宇宙基本法と整合的なものとする改正を行うものであるというふうに承知をしておりまして、この点につきまして、既行の(後事の)約束によれば

「平和的目的に限り、」というふうに書かれておりましたが、そちらを、今回の改正法の中では「宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）第二条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのつとり」というふうに変更を加えるということでございます。

そして、先ほど委員から御質問のありました連携についてでございますが、今次JAXA法改正では、第二十四条の改正案の中に、主務大臣は、関係行政機関の要請を受け、我が国の国際協力の推進もしくは国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるとき、または緊急の必要があると認めるときには、機構に対し、必要な措置をとることを求めるができるとの規定が含まれているところでございまして、外務省としましても、外交、安全保障上の必要があるときには内閣府の長たる内閣総理大臣を初めとする主務大臣と緊密に連携をして、JAXAの業務を通じて外交、安全保障上の要求にしっかりと応えていきたいというふうに考えております。

○西政府参考人 お答え申し上げます。
私ども防衛省といたしましても、平成二十年の宇宙基本法の成立以来、防衛分野における宇宙開発及び利用に係る戦略的な推進体制が構築されることに伴いまして、各種取り組みを実施してまいりました。

て、私どもいたしましても、政府の宇宙開発利用の総合的かつ計画的な推進に資するよう、内閣府を初めとする関係省庁とより緊密に調整、提携して事業を進めてまいる所存でございます。

○河村委員 次に、今回の内閣府設置法の一部を改正する法律案の中にもあります、宇宙開発利

○河田委員 今、外交面からの宇宙という話もございました。そこで、きょう外務省もお見えでございますから、これにも関連しますので、その後の質問に移ります。

今、GPSの話を申し上げましたけれども、日米関係で宇宙協力関係を深化させる、これは2次

アメリカは、宇宙技術の先進国でございます。同盟国である日米間で、民生、安全保障、両分野にわたって宇宙協力を総合的かつ積極的に進めるべきであつて、その中でも特に留意したいのは、ころでございます。

○中野大臣政務官 お答え申し上げます。
委員の御認識のとおりでございまして、日米衛
保障及び公共の安全のために必要となる衛星は、
共通原則であるWTOルールに従つて国際調達の
適用除外とする、こうなつておると考えますが、
このような認識でよろしいかどうか、お伺いした
いと思います。

星調達合意につきましては、平成二年に我が国の
自主的措置として決定した非研究開発衛星の調達
手続は、非研究開発衛星を調達するため、透明、
公開かつ無差別を原則とした競争的手続を定めて
おりまして、WTO政府調達協定の要件との整合
性を確保しつつ実施されると定めています。
それでは、そのWTOの政府調達協定の中には
どのように書かれているかと申し上げますと、第
二十三条に、要件に合致する安全保障及び公共の
安全のために必要となる衛星は、国際調達の適用
除外とすることが許容されているというふうに書
かれておりますので、委員の御指摘どおりだとい
うふうに認識をしております。

○河村委員 悉かりました。

そういう国際調達の適用除外とする認識、安全保障及び公共の安全のために必要となる衛星、こうありますので、その認識のもとに今後お取り組みをいただきたい、このように思います。

次に参りますが、今回の設置法の一部を改正する法律に基づきまして、内閣府に宇宙政策委員会ができます。文部省のもとにあります宇宙開発委員会が廃止をされるということになりまして、今後の宇宙戦略はこの宇宙政策委員会の場で行われるわけあります。

私たちも、フォローアップ協議会でもいろいろ議論をしてきたのであります。今後、宇宙産業を強化する上においても、国際競争力の強化戦略が必要だと考えております。その前提に立ちますと、宇宙産業の振興のためには、JAXAがやつてまいりましたこれまでの全てのプロジェクト、これもやはり国際競争力の強化に明確な軸を移して事業を進める方針が必要であろうというふうに思います。

JAXAは、宇宙関連のことを今まで中心になつて技術面からこうした面までやつてきておりましたが、ややもすると、技術面に力が入つて、こうした開発、産業の振興という視点がこれまで置き去りにされてきた、このような面がございます。宇宙産業の振興面、特に国際競争がこれから非常に熾烈になってまいりますので、そういう基本的な認識に立つてJAXAのプロジェクトを進めていく、このように考えますが、いかがですか。

○古川国務大臣 委員御指摘のように、今、宇宙産業の国際競争というのは大変激しくなっているというふうに思っています。先日も、NASAの協力のもとでスペースX社のドラゴンというのが打ち上げに成功し、またドッキングにも成功するという成果も出ているわけでありますし、そういった意味では、我が国も、この宇宙産業の国際競争力強化ということは、我が国が宇宙開発利用を自律的に行う能力を確保することや、また日本の経済成長の促進の観点からも大変重要なもので

あるというふうに考えております。

こうした考え方に基づきまして、既に宇宙システムのパッケージインフラ輸出、これは今、政権交代以降、パッケージ型のインフラを輸出する、そのための関係閣僚会合というものを何度も開いておりますが、その議題の一つに宇宙システムも、政府を挙げて、そして官民挙げて海外へとパッケージとして輸出していく、そうしたパッケージインフラを掲げて、取り上げて、このパッケージインフラ輸出に政府を挙げて取り組んでおりま

す。したがいまして、今、先ほど御質問でも御指摘がございましたように、こうした宇宙産業の国際競争力強化の確保のためにはやはり研究開発の段階から取り組むことが大変重要でありまして、JAXAのプロジェクトでもできる限りこうした観点を踏まえて実施されるよう、新体制のもとで、内閣府の司令塔機能をしっかりと発揮させて推進をしてまいりたいというふうに考えております。

○河村委員 宇宙外交という言葉もござりますが、韓国の衛星を打ち上げる、これに至るまでになつて技術面からこうした面までやつてきておりましたが、ややもすると、技術面に力が入つて、こうした開発、産業の振興という視点がこれまで置き去りにされてきた、このような面がございます。宇宙産業の振興面、特に国際競争がこれから非常に熾烈になつてまいりますので、そういう基本的な認識に立つてJAXAのプロジェクトを進めていく、このように考えます。

○古川国務大臣 委員御指摘のように、今、宇宙産業の国際競争というのは大変激しくなっているというふうに思っています。先日も、NASAの協力のもとでスペースX社のドラゴンというのが打ち上げに成功し、またドッキングにも成功するという成果も出ているわけでありますし、そういった意味では、我が国も、この宇宙産業の国際競争力強化ということは、我が国が宇宙開発利用を自律的に行う能力を確保することや、また日本の経済成長の促進の観点からも大変重要なもので

と、今回の法改正等に伴いまして内閣総理大臣が本部長になるわけでございますが、今後、ロケット、衛星あるいは射場等々、JAXAの主務大臣にもなるわけであります。どこまで総理も関与されるかという問題だらうと思います。この辺についての認識がどのようなものであるか、お伺いしておきたいと思います。

○古川国務大臣 今回の法改正に当たりましては、まさに野田総理も、議員と一緒に宇宙基本法成立に向けて大変御尽力をされておりますので、この宇宙政策はまさに国家戦略として、自分が先頭に立つてやはりリードしていかなければいけないという思いを強く持っております。

そうした総理の思いも受けて今回の法改正もさせていただいたわけでございまして、JAXAにつきましては、内閣総理大臣は、ロケット、衛星、射場等の仕様の決定やその利用に関して、これは主務大臣として直接関与することになりますので、本当に委員が御指摘になりましたように、総理がまさに先頭に立つて宇宙開発そして宇宙政策に取り組んでいく、そうした体制がこの法改正によってできるものというふうに考えております。

○河村委員 総理みずからがそういう姿勢でJAXAのそうしたプロジェクトに対しても積極的に何かわっていただきながら、具体的な宇宙開発戦略方針のもとでやつていただく、これはいわゆる宇宙政策委員会のもとで進めていただきたい、このように思います。

○古川国務大臣 お尋ねの、JAXAのプロジェクトの実施段階における課題を踏まえて、JAXAを、まず宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関という形で位置づけをさせていただきます。

○園田大臣政務官 お答え申し上げます。

○本村委員 次に、本村賢太郎君。

して、質問を終ります。

○荒井委員長 ありがとうございます。

○本村委員 民主党の本村賢太郎でございます。

内閣府設置法の一部を改正する法律案、改正のポイントであります宇宙開発利用の戦略的な推進体制の構築や各省の副大臣及び大臣政務官を内閣府の副大臣及び大臣政務官に兼職できる、こうしたポイントを踏まえながら、数点質問をさせていただきます。

まず、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、JAXAの見直しに関して数点お伺いいたします。

○河村委員 このたび、JAXAの業務として、人工衛星等の開発、打ち上げ、運用等の業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うことを追加事項として入れているわけでございますが、今後、民間事業者から援助や助言が求められた際、政府として具体的にどう応じていくのか、まずお伺いいたします。

○園田大臣政務官 お答え申し上げます。

○本村委員 次に、この宇宙産業を我が国の基盤としていくには、政府、そしてJAXA、民間が一体となつた宇宙戦略を主導していく必要があると思いますが、宇宙産業育成について、大臣の見解をお聞きしたいと思います。

○古川国務大臣 先ほど河村委員の御答弁でも申し上げましたけれども、宇宙産業、これは各国とも相当力を入れているところであります。そうした中で、我が国としても、国家戦略として宇宙産業の競争力強化に取り組んでいかなければいけないというふうに考えています。

まさにそうした考え方のもとに、今回、こうし内閣府に宇宙政策の司令塔を置くということを、法改正をさせていただくお願いをさせていただいているわけでございまして、この司令塔の機能のもとでは、宇宙産業を国際競争力のあるものにしていくということもしっかりやつてまいりたいというふうに考えております。

○本村委員 次に、宇宙科学研究所相模原キャンパスについて数点お伺いします。

ここは私の選挙区にございまして、昨日は、小惑星探査機「はやぶさ」が地球に帰還して二年目を迎えて、関係がある、ゆかりのある全国六市町村で「はやぶさ」の各イベントが行われまして、私たちの相模原市でも加山市長を先頭に記念式典をとり行つたわけであります。

このJAXAの相模原キャンパス、探査や学術研究などを主な仕事としながら、「はやぶさ」の組み立てもやつておりますし、現在では、「はやぶさ2」二〇一四年打ち上げに向けて精査を今させていただいているわけでございますが、まず、基本的なお話を冒頭に聞きたいと思うんですが、探査や学術研究などを含めた宇宙科学研究的重要性について政府はどうのように捉えられているのか、お伺いいたします。

○戸谷政府参考人 お答え申し上げます。

宇宙科学研究につきましては、学術研究の大変重要な柱ということで文部科学省としては考えておるところでございます。

宇宙科学につきましては、太陽系あるいは宇宙そのもの、あるいはそこに誕生いたしました生命の成り立ちに関する多くの謎を解き明かすことを目指すということでございまして、その成果につきましては、人類共有の知的資産ということだけ

ではなくて、我が国の知的な存在感を世界にある意味ではアピールをしていくということで、国際的な地位の向上にも資するということで、宇宙科学自体、非常に大事なことだというふうに思つておられます。

また、この宇宙科学を通じまして、宇宙開発事業全体を支える大変重要な技術基盤の形成にも資するということでございまして、文部科学省といたしましては、JAXAの、先生御指摘の相模原の宇宙科学研究所を中心といたしまして、大学等の研究者の自由な発想に基づきまして、惑星探査あるいは天文衛星等のプロジェクトを通じた研究の推進を今後とも図つてしまりたいというふうに考えておるところでございます。

○本村委員 今回の法改正で宇宙開発利用の戦略的な推進体制が整い、さらに、この宇宙科学研究の重要性についても今御答弁いただいたわけでありまして、あわせて力強く御支援をお願いしたいと思つております。

私ども相模原は宇宙環境教育というものが非常に熱心でありますし、一般も、金環日食ですね、市内七十二校の小学生全て、児童が金環日食を行つたり、今、小学校や幼稚園、保育園の卒園式、卒業式に出ますと、将来の夢は何ですかと聞きますと、将来JAXAの研究員になりたい、宇宙飛行士になりたい、こういう言葉が子供たちからも飛び出でてくるわけでありますし、非常に私も期待をしていきたいと思っております。

これからも、相模原キャンパス、私も注目をしているわけでありますけれども、今回、新法のもとで、宇宙科学研究に関して、体制と予算などを含めて今までと変わりなく、JAXA相模原キャンパスがこれまでと同じような形で活動できるのか、改めてお伺いしたいと思います。

○戸谷政府参考人 お伺い申しあげます。

宇宙科学研究につきましては、学術研究の大変重要な柱ということで文部科学省としては考えておるところでございます。

宇宙科学につきましては、太陽系あるいは宇宙そのもの、あるいはそこに誕生いたしました生命の成り立ちに関する多くの謎を解き明かすことを行うとともに、世界をリードする誇るべき成果も幾つか積み上げてきたものというふうに認識をいたしております。

ります。

先ほど来先生の御指摘の「はやぶさ」につきましても、世界で初めて小惑星からの試料の回収に成功する。また、金環日食の話で太陽の観測にもお触れになりましたけれども、太陽観測衛星の分野におきましても、太陽活動の詳細な解説といった最先端の研究成果が多数得られているということでございます。

私ども文部科学省といたしまして、こういう学術研究の部分を担当させていただいているわけでも、引き続き、この分野につきまして、文部科学省としても一生懸命取り組んでまいりたいといふうに考えておるところでございます。

○本村委員 次に、宇宙開発委員会の廃止と開発の安全確保について数点お伺いしていきたいと思います。

まず、今回、宇宙開発委員会に置かれていた業務が大きく二つほど廃止とともに移管されていくわけであります。今まで宇宙開発委員会のもとに三つの作業部会、推進、安全、調査部会というものがございました。特に、事故等の安全対策のために調査委員会等も積極的に活動されたということは伺つておりますが、今回、宇宙開発委員会の廃止に伴つて、業務に関しましては引き続き文部科学省で行うのかどうか、改めてお伺いしたいと思います。

○戸谷政府参考人 今先生のお問い合わせの中についての事柄について中心的に御説明させていただきたいというふうに考えております。

現行のH-II Aロケットその他、文部科学省のもので各種打ち上げをやっておることにつきましては、今回の法改正後につきましても、文部科学省の方で、当面、安全管理その他、もし何か問題があつた場合の調査等々につきましても、引き続き行うということを考えているということでござい

いうことでありますので、安全面を十分重視しながら取り組みをお願いしたいと思います。

次に、今後、民間事業による宇宙ビジネスが拡大すると思うんですが、安全を確保しながらどのように宇宙政策を進めていくのか、お伺いいたします。

○園田大臣政務官 お答え申し上げます。

今後、民間事業者が宇宙開発利用における重要な主体となっていくということは委員御指摘のとおりでございまして、そういう中で、安全の確保を図りながら宇宙開発利用を進めていくということは大変重要なことであるというふうに私どもも認識をさせていただいています。

そのための制度の整備とということで、今般は、まず、このような観点に立ちまして、ロケットの打ち上げ等に係る基準の策定あるいは政府による監督等を内容とする、いわゆる宇宙活動法と言われるものでござりますけれども、この検討を今、ワーキングも含めて進めさせていただいているところでございます。

今回の法改正に伴いまして、今般、内閣府に宇宙関係の組織が新設をされるという形になりますので、この組織の中でしっかりと宇宙活動法の法制化を検討してまいりたいというふうに思つております。当然、その中には、民間事業者の安全も含めしつかりとこの内容にも含まれておるところでございますので、そういうところも念頭に置きながら検討を進めてまいりたいというふうに思ひます。

○本村委員

平成二十年五月九日の衆議院内閣委員会の決議におきまして、「宇宙の開発及び利用の推進に関する件」においては、その第六項で法施行後二年以内を目途に同法制を整備するよう政府に要請しているが、既に三年半たつておるわけであります。

今、園田政務官からも、宇宙活動法を今ワーキングチームで議論がなされているというお話を聞きました。非常に期待をしてまいりたいと思いまし

<p>早く法制化できるようにお願いをしていただきたいと思うんですが、今後、この宇宙活動法、今、園田政務官お話しありましたが、この整備をどのように体制で進めていくのか、また、スケジュール等がわかりましたら、大臣にお聞きしたいと思います。</p> <p>○古川国務大臣 今まさに政務官からも御答弁させていただきましたように、これから担当室の中で、そうした今後の段取り等も含めてやつてきたいと思つております。できるだけそれは速やかにやつていきたいというふうに考えております。</p> <p>○本村委員 次に、宇宙政策委員会の位置づけについてお伺いしたいと思います。</p> <p>宇宙開発委員会は同意人事等が必要であつたんですねが、この宇宙政策委員会に関しまして、同意人事がない理由をまずお伺いしたいと思います。</p> <p>○園田大臣政務官 お答え申し上げます。</p> <p>今般、この法改正によつて新設をされます宇宙政策委員会でございますが、内閣総理大臣等の諮問に応じて、専ら政策審議を行う場、それを任務としてお伺いしたいと思います。</p> <p>○本村委員 お伺いしたいと思います。かつては非常勤の委員の皆さん方が構成されるという形でございまして、こうした委員会の性格を勘案させていただきまして、宇宙政策委員会については、他の一般的な審議会を参考にして、国会同意を委員任命の要件とはしないという形にさせていただいたところでございます。</p> <p>○本村委員 確認も含めてですけれども、宇宙政策委員会とは具体的にどのような業務を行つていのか、お伺いいたします。</p> <p>○園田大臣政務官 これは、まず具体的には、内閣総理大臣の諮問に応じまして、宇宙開発利用の中長期的な基本戦略、そして毎年度の経費の見積もりの方針、主要な宇宙関係プロジェクトの評価等の重要な事項について調査審議をするという形が主な任務となつております。そしてまた、内閣府の長たる内閣総理大臣や関係大臣に対する意見であるとか勧告も行うこととしております。</p> <p>○本村委員 次に、宇宙庁、仮称でございます</p>		<p>が、これに関して数点お伺いしたいと思うんです。昨年、閣議決定で宇宙庁に関する記載がございましたが、今法律改正においては、宇宙庁という記載がございません。戦略的宇宙開発利用を強固なものにしていかなければならぬという視点は非常に大事なものだと思うんですが、この宇宙庁と常に関連してはどのように捉えられています。</p> <p>○古川国務大臣 宇宙庁につきましては、さまざまな意見もいただいてまいりましたが、これまでの検討の中で、これは行政改革上の要請もありますので、昨年の九月三十日の閣議決定に基づきまして、まずは内閣府に司令塔機能を担当する体制を整備することによりまして、実効的な宇宙開発利用体制を構築することとしたものであります。</p> <p>その上で、宇宙庁の設置につきましては、科学技術・イノベーション政策の検討とともに連携しつつ、将来的な課題として引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。</p> <p>○本村委員 次に、宇宙開発利用の戦略的な推進体制というのが今回の大きなポイントの一つであります。そこで、宇宙基本法、平成二十年五月の考え方に基づきまして、宇宙政策の司令塔機能と準天頂衛星システムの開発、整備、運用等の施策の実施機能を担当する体制を整備するなど、宇宙開発利用の戦略的な推進体制を構築できるというふうに新法でうたつているわけですが、先ほど河村委員の方からも御質問がありましたけれども、この宇宙に関しては大事な部分じゃないかと思ひます。</p> <p>○荒井委員長 次に、遠山清彦君。</p> <p>○遠山委員 公明党の遠山清彦でございます。</p> <p>久しぶりに内閣委員会で質疑させていただきまします。</p>
<p>が、これに関して数点お伺いしたいと思うんです。昨年、閣議決定で宇宙庁に関する記載がございましたが、今法律改正においては、宇宙庁という記載がございません。戦略的宇宙開発利用を強固なものにしていかなければならぬという視点は非常に大事なものだと思うんですが、この宇宙庁と常に関連してはどのように捉えられています。</p> <p>○古川国務大臣 宇宙政策につきましては、産業振興、外交、安全保障、科学技術など、さまざまな観点から極めて重要であつて、国家戦略として積極的に取り組むべきものである、これが政府としての考え方でもございますし、野田総理も、宇宙開発については、これはもう並々ならぬ意欲を持っておられるところでございます。</p> <p>したがいまして、大変厳しい財政事情のもとではありますけれども、新しい体制のもとで宇宙政策の重点化、効率化を進めつつ、必要な予算の確保にはしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。</p> <p>○本村委員 この平成二十年五月の宇宙基本法の際には、自民党、公明党、民主党と議員立法でこの法律ができたということを承知していますけれども、その際の民主党の責任者が野田総理だったということをお伺いいたしました。総理もこの宇宙開発利用の戦略的な推進体制に関しては恐らく先進的なお考えもありますし、ぜひ、古川大臣を中心に連携をして、よりよい体制整備をお願いしてまいりたいと思います。</p> <p>最後に、また繰り返しますが、今回、この宇宙環境教育というものが、非常に国民全体の皆さんの大きな期待を背負っている大きな国家プロジェクトだと私は思っています。その点におきまして、ぜひ大臣の強いリーダーシップをお願いして、私の質問を終わりにします。</p> <p>○遠山委員 公明党の遠山清彦でございます。</p> <p>久しうぶりに内閣委員会で質疑させていただきまします。</p>		<p>が、内閣総理大臣が司令塔という位置づけになつておりますが、一方で、主務大臣として、文部科学大臣、総務大臣、経済産業大臣、また、法文を読みますと、プロジェクトによっては政令が定められた大臣も主務大臣になれるという規定になつております。</p> <p>先ほど來の質疑を聞いておりますと、野田総理は大変宇宙に御関心が強い政治家であるということは理解できましたが、今の国会状況を見ても、総理が當時宇宙開発に関与できる状況ではないと読みますと、プロジェクトによっては政令が定められた大臣も主務大臣になれるという規定になつております。</p> <p>まず、司令塔機能の確立についてございますが、内閣総理大臣が司令塔という位置づけになつておりますが、一方で、主務大臣として、文部科学大臣、総務大臣、経済産業大臣、また、法文を読みますと、プロジェクトによっては政令が定められた大臣も主務大臣になれるという規定になつております。</p> <p>が、内閣総理大臣が司令塔という位置づけになつておりますが、一方で、主務大臣として、文部科学大臣、総務大臣、経済産業大臣、また、法文を読みますと、プロジェクトによっては政令が定められた大臣も主務大臣になれるという規定になつております。</p> <p>まず、司令塔機能の確立についてございますが、内閣総理大臣が司令塔という位置づけになつておりますが、一方で、主務大臣として、文部科学大臣、総務大臣、経済産業大臣、また、法文を読みますと、プロジェクトによっては政令が定められた大臣も主務大臣になれるという規定になつております。</p> <p>ら、党内手続が終わつた後に深刻な問題があるなと思った点がございますので、やや批判的な観点で少し御提言もさせていただきたいと思っておりま</p>

の司令塔機能を整備するということになりました。そして、ここにおいて宇宙開発事業に係る施策を総合的かつ計画的に推進するということにしましたが、まさに総理がトップでありますけれども、総理の思いを受けて、ちゃんと宇宙開発の大臣がいて、その担当大臣を支える事務局、部局というものが内閣府の中にしっかりとできる。この内閣府の新たにできる部局が司令塔機能を發揮することによりまして、各省の縦割りの弊害を防いでいく、そうした役割を果たしていくものだと思います。

そこを果たしていくためには、先ほど河村委員からの御質問の中でもありましたが、やはり予算などについても、具体的な方針というのをなるたけ具体化させて、きちんとこの新しい司令塔がグリップを握っていく、そうした形をつくりしていくことが大事だと思っておりまして、そうした懸念が生じないように私ども努力をしてまいりたいと思っています。

そうしたことはぜひ、この法案は、まさにともと宇宙基本法は議員立法でできているわけでもありますから、先生方におかれても、こうした運用の仕方をしつかりチェックしていただきたい。私も努力してまいりますし、皆様方も見ていてください、この新たな司令塔がそうした縦割りの弊害に陥らないように、しつかりと統合して指令が出せるように、そしてまとめていけるようにやつてしまいたいというふうに思っております。

〔委員長退席、津村委員長代理着席〕

○遠山委員 縦割りの弊害をなくしていく横割りの大臣ということは理解をさせていただきましたが、その上で、今、古川大臣も言及していましたけれども、予算なんですが、内閣府から私どもがヒアリングをした際に、結局、宇宙開発利用に関する予算計上は一括では行わない。既存の宇宙開発戦略本部が関係各省庁と事前調整をして、それを踏まえて予算を各省庁が個別にするというふう伺つたわけでございます。

そうしますと、予算計上の段階で一括になつてないということは、例えば国民の目から見ますと、戦略性、要するに、国家が、政府がどういう戦略性を持つて宇宙開発利用をしようとしているのかというのがなかなか見えにくい。

もう大臣はよく御存じのとおり、例えば沖縄振興予算というのは、かなりの数の省庁にまたがっていますが予算計上は一括で行われておりますので、沖縄振興のどこに重点が置かれて政府が予算編成したのかというのが予算を見ればわかる状況になつていますが、この宇宙開発については、大臣のおっしゃっていることは縮小なんですが、予算計上が一括で行われないということで、リーダーシップと戦略性が見えにくいという問題点があると思います。これについてはどういうふうにお考えですか。

○古川国務大臣 御指摘のような部分はあるかもしれませんけれども、今回、法改正におきましては、内閣府が、宇宙政策委員会の調査審議を踏まえて、政府全体の宇宙関連事業の優先度や施策の効果的な推進のあり方等、これを見積もり方針として決定をする。しかも、先ほどから申し上げていますように、この見積もり方針はできる限り具体的なものとしていきたいというふうに思っています。そして、それに基づいて各省が予算要求を行ふものとさせていただいております。

○園田大臣政務官 お答え申し上げます。

先生御指摘の総合科学技術会議でございますけれども、ことこのいわば一定の整理を私どもさせていただいておるところでございます。

○遠山委員 総割りの弊害をなくしていく横割りの大臣の御質問のところが払拭できるかというところにかかるてくると思っております。

私がいまして、ここに、まさに見積もり方針をどこまで具体化できるかというところに、今の委員の御懸念のところが払拭できるかというところにかかるくると思っております。

○遠山委員 総割りの弊害をなくしていく横割りの大臣、あります。既存の宇宙開発利用に関する予算計上は一括では行わない。既存の宇宙開発戦略本部が関係各省庁と事前調整をして、それを踏まえて予算を各省庁が個別にするというふう伺つたわけでございます。

○遠山委員 大臣、ありがとうございます。

そうしますと、大臣の今の御答弁は次の私の質問への答えにもなっていますので次の質問は割愛しますが、逆に発展的にちょっと伺うと、要するに、新設される宇宙政策委員会が宇宙開発についての見積もり方針を出す、それに基づいて各省庁が予算編成をするから、その見積もり方針を見ればさつき私が申し上げた戦略性とかがわかるといふことだというふうに理解をいたしました。

であるならば、大臣に提案というか、申し上げたいのは、見積もり方針という名前ではなくて、宇宙開発利用に関する政府としての戦略的考え方とか、何かもうちょっと、見積もり方針を読んだら宇宙開発がわかりますよではちょっと拍子抜けな感じもしますので、表現の問題ではありますけれども、ぜひ宇宙政策委員会として、政府の宇宙開発利用戦略はこうですよというのをしつかり出してください。それに基づいて各省庁が予算要求するといふ形をしつかり国民にわかるように整えていただきたいというのを要望でおきたいと思います。

続きまして、これも政務官で結構でございますが、これは私も法案を調べて、当初気づかなかつたんですが、後からあれつと思ったことなんですね。それでも、この宇宙政策委員会といふのは総理大臣とか関係各省庁への勧告権が法律で認められております。これは一定の強い権限とみなしていいと思うんですが、ところが、この宇宙政策委員の任命、人事については、例えば先ほど言及しませんけれども、この宇宙政策委員会といふのは総理大臣とか関係各省庁への勧告権が法律で認められております。これは一定の強い権限とみなしていいと思います。

次の質問に参りますが、宇宙政策委員会と既存の総合科学技術会議、これは残りますね、これの役割分担、権限関係というのはどのようになるのか。これは園田政務官ですか、お答え、よろしくお願いいたします。

○園田大臣政務官 お答え申し上げます。

先生御指摘の総合科学技術会議でございますけれども、ことこのいわば一定の整理を私どもさせていただいておるところでございます。

○遠山委員 総割りの弊害をなくしていく横割りの大臣の御質問のところが払拭できるかというところにかかるくると思っております。

私は、総理にすら勧告できる権限を持つた委員会の委員がなぜ国会の同意人事になつていて、政府の明快な説明を求めるべきだというふうに思っています。

ちなみに、大臣等はよく御存じのとおり、原子力委員会とか原子力安全委員会の委員任命については全部国会の同意が必要となつていて、それが求めたいと思います。

大臣でもござりますので、今般お願いさせていただいている宇宙政策委員会と、それから総合科学技術会議とのすみ分けという形で整理をした結果、宇宙分野を含む分野横断的な科学技術に関する施設については科学技術に関するものも含めて宇宙政策委員会で調査審議をするという形で、広く宇宙分野といった場合は総合科学技術会議で行います。一方、宇宙政策委員会でございますけれども、これは、主として宇宙開発利用に関する施設については科学技術に関するものも含めて宇宙政策委員会で調査審議をするという形で、広く宇宙政策委員会あるいは原子力委員会は、常勤の方があいらつしやつて、そして、ます国会の同意が必要であるという形になつておるところでございます。

○園田大臣政務官 お答え申し上げます。

先生の今おっしゃつていただきました例えば原子力安全委員会あるいは原子力委員会は、常勤の方があいらつしやつて、そして、ます国会の同意が

ます。

一方、今般この法案をお願いをさせていただいております。宇宙政策委員会について、内閣総理大臣等の諮問に応じて、専ら政策審議を行うことを任務といたしておるところでございます。

すなわち、後でも申し上げますけれども、まず、政策決定の場ではないということがいわば他の委員会との違いであるというふうに御理解をいただければ、というふうに思っております。かつ非常勤の委員、全員非常勤でございますけれども、非常勤の委員から構成されているということでございまして、内閣総理大臣に対して勧告する権限を有することとはいたしておりますけれども、政策審議の任務の一環でありまして、これは政策決定を行ふものではないという整理をさせていただいております。

例えばでござりますけれども、他の委員会で、非常勤で国会の同意人事がないというのは、官民競争入札等監理委員会でありますとか、消費者委員会でありますとか、あるいはPFI、民間資金等活用事業推進委員会、これについても国同意人事がない。そしてまた、調査審議。決定の場ではないというところの大きな違いがあるのではないかというふうに考えておるところでございました。○遠山委員 これは政権交代があるなしにかかわらず、政府としてこういう会議体をつくるときは、やはり、今政務官がおつしやった基準はかなり明確だと思いますから、それはしっかりと確立をしていただきたいと思います。

要するに、政策決定をしない、そして委員が非常勤であるということでそうしたということでございますが、他の同種の委員会も政府は多いわけですから、そこはきちんとしないと、何か、政権についている政党の御都合主義でその仕組みを変えていくというふうに、それは逆に言えば、ほかの政党が政権をとっても同じそしりが生じますから、そういう意味では、きちんと今おつしやったような基準を安定的に貫くような運用をしていました

だきたいと思います。

では、次に移ります。

これは大臣に伺いますが、平成二十一年四月に、今後の宇宙政策の在り方に關する有識者会議といふ会議体が公表した提言書の中では、仮称でありますけれども、宇宙庁という常設の組織を見送った理由は何んでしようか。

○古川国務大臣 宇宙庁を設置すべきだという声、かなりいろいろなところからあるということでは私も承知はいたしております。また、今御質問でもございましたように、有識者会議においてもそうした提言をいただきました。

そうしたことも踏まえて私ども検討をいたしましたが、これは宇宙政策の観点のみならず、行政改革上の要請であるとか、政府全体の行政組織のあり方にも関係する課題でござります。そうした点を踏まえ、昨年九月三十日の閣議決定におきましては、まずは内閣府に司令塔機能を担当する体制を整備することによって、一日も早く実効的な宇宙開発利用体制を構築する、それを優先してやろうということにしたということです。そういう整理をさせていただきました。

○遠山委員 これは政権交代があるなしにかかわらず、政府としてこういう会議体をつくるときは、やはり、今政務官がおつしやった基準はかなり明確だと思いますから、それはしっかりと確立をしていただきたいと思います。

要するに、政策決定をしない、そして委員が非常勤であるということでそうしたということでございますが、他の同種の委員会も政府は多いわけですから、そこはきちんとしないと、何か、政権についている政党の御都合主義でその仕組みを変えていくというふうに、それは逆に言えば、ほかの政党が政権をとっても同じそしりが生じますから、そういう意味では、きちんと今おつしやったような基準を安定的に貫くような運用をしていました

見ると、似たような名前で宇宙で始まる組織体がいろいろあるので、私も含めて、なかなか理解するのが難しいところはあるんですが。

私がこの質問で伺いたいのは、当然、これまでの宇宙の开发利用に関する専門的知見、知識などは、既存の文科省にあつた宇宙開発委員会及び宇宙開発戦略専門調査会、私が二番目に御紹介した組織ですが、そこに蓄積をされていると推測するものが妥当だと思います。

今回の法改正に伴つて、新設の宇宙政策委員会ができる。それから、大臣からも先ほどありましたように、内閣府の中に新しい担当部局ができました。私の問題意識は、では、今まで文科省とか宇宙開発戦略本部の調査会で蓄積された知識とか経験も、全部その新しい宇宙政策委員会や内閣府の部局にきちんと継承されて、受け継がれると理解をしていいのか。

それとも、文科省の宇宙開発委員会は組織として廃止されますが、宇宙開発戦略専門調査会は私の理解では残るだろうと思っていまして、そうすると、次の質問で聞きましたが、文科省もJAXAの所管省庁としてまだ中心的な役割を果たす余地が残っているわけですから、こういう今まで日本が蓄積してきた専門的知識とか知見というのは、従来どおり文科省にあつて、主導してしまったことになるのか。それとも、今私が前段で申し上げたように、新しい組織、新しい部局の方がそれを受け継いで、主導していくことになるのか。政務官、そこをはつきりとしていただきたいと思います。資料を読んだ限りでは、ちょっとよくわからなかつたものですから。

○園田大臣政務官 続きまして、園田政務官に伺いますが、本改正案では、先ほど来申し上げておりますとおり、内閣府に宇宙政策委員会が新設をされる、それに伴つて、今まで文部科学省に設置をされていた宇宙開発委員会は廃止をされるということになつてゐるわけでございます。また、從来から、宇宙開発戦略本部のもとには宇宙開発戦略専門調査会という組織が設置をされております。一般の方から

で、新しくできます政策委員会が担つていくわけ

でござりますけれども、宇宙政策は、幅広く、産業振興であるとか科学技術であるとか、広範な分野における利用促進あるいは利用等の、多様な分野に関連をしてまいります。

今般新たに設置をさせていただきまして、幅広く人材を募つていただきたいというふうに私どもは考えておりますので、それが物理的に継承するとこれまで日本の科学技術といいますか宇宙政策による積み上げといいますか、知識、知識といったものはベースにきちっとあるというふうに私どもも考えておりますので、それをさらに発展的に行つていふもの、あるいは、さらに新たな知識をつかりと今後、さまざまな科学技術あるいは宇宙政策の分野の中において、それをさらに発展的に行つていふもの、あるいは、さらに新たな知識を有して、それを取り入れてさらに加速させていく分野といったものは、かなりの分野でそれぞれ議論が加速されていくであろうというふうに考えております。

そういう意味では、組織としての連関性といいますか、それは一旦廃止をされて新たに立ち上がりしていくと、そういうふうに思つておりますけれども、そういうソフト的な考え方であるとか、そういうふうに思つておられる方はさまざまなる科学技術であるとか、そういうふうに思つておられる方はきっと我が国の体制の中において継承されるしていくといいますか、発展的にいくものであるというふうに考えておるところでございます。

○遠山委員 「津村委員長代理退席、委員長着席」 考人に答えていただきますが、ここはちょっとわかりにくいでございます。先生御指摘のように、今までの宇宙開発委員会、文部科学省にございましたけれども、あるいは本部のもとに設置されておりました宇宙開発戦略専門調査会、これらは廃止という形で、今後は、今般法案で提出をさせていただいております宇宙政策委員会が担うという形になつてまいります。

当然、専門的な知見を提供する役割といった形

Aの業務を一体的かつ戦略的にやろうとするならば、二を四にするんじやなくて、二を一にして、一人の大臣のもとにやらせた方がよかつたんじやないかという御意見もあると思つております。もう一つつけ加えて言えれば、この後文科省から答弁いただきますが、もし補足の答弁があれば政務官でいいですから言つていただきたいんですが、要するに、文部科学省が今まで、はつきり言って、すごいざつくり言うと、JAXAの所管大臣として一番重要な役割を果たしてきたわけです。それを、今回、古川宇宙開発担当大臣のもとに、内閣府に部局を新設して、そつちが主導しますよという印象を受ける改革をする。

それは私は悪いと言つているんじやないんです。だけれども、文科省も厳然とJAXAの主務大臣で残りますから、すると、今までの経過からすると、やはり文科省もいろいろ言いたいこともあります。だらうし、人脈もあるだらうし、関係もあるだらうしと、ここで、政府は内閣府を中心に、先ほど横割りと大臣がおつしやつてましたけれども、そうやってリーダーシップを総理のもとにやるんだという形を整えているんですけど、実態上はまだ何か半分文科省のところに置いてくるというか、そういう印象なんですね。

もちろん、古川大臣も別に文科省を排除しようと思つてはいるわけではないと思ひますけれども、ここがちょっとわかりにくいくらいですね、JAXAとの関係で。

ちょっと文科省から先に御答弁いただいて、その後、補足があれば政務官にもいただきたいと思います。

○戸谷政府参考人 最初に、ちょっと私の勘違いでなければ、宇宙開発委員会の廃止に伴いまして、これまで検討した技術的な知見といいますか、そのことについてまず簡単に申し上げさせていただきますと、宇宙開発委員会につきましては、例えば、宇宙開発事業団がやつてまいりましていろいろな宇宙開発のプロジェクトの評価をやつてしまいまして、そういうことについての、評価の基本

的な考え方としてどうするかといったような、その評価の指針のようなものを取りまとめてやつておられます。こういう評価のやり方というのは、ある意味では一つの技術的な知見でございまして、そういったものはもう既に公開もされておりまして、もし必要であれば、今後の新しい体制の中でも活用されると。それから、あともう一つ大きな点は、先ほど来る御審議の中でもございました安全評価についてどう考えるかという問題が、非常に大きな、実は極めて高度な技術的な問題としてございます。それは、例えばロケットによる人工衛星の打ち上げ等の際におきまして、載つけたペイロードとそのロケットの環境の中で、安全的なものについてどういうふうに評価して考えていくのか。これは事前にきっちり安全評価をしてやっていかなきやいけない。

そういうった評価基準とか、それから一番大事な有人の安全の問題。宇宙ステーションの中でこれは非常に重要な問題でございますけれども、そういったことにつきましても、日本の宇宙飛行士がちゃんと安全に活動できるかどうかということについて、どういうふうに安全評価をするかということについても、基本的な指針をこれまで取りまとめてきております。

先ほども申し上げましたけれども、そういった安全面のことにつきましては、当面、文部科学省で引き続き、しつかりこの宇宙開発委員会のものを引き継ぎながらやっていくということで考えておる次第でございます。

それからあと、後段の、JAXAの所管大臣の方の関係について申し上げますと、私どもの理解では、今回、JAXAを政府の関係機関で幅広く使うということから、ある意味では、JAXAと、今後いろいろ宇宙利用を考えられる各省が直接かわった方が、より利用の範囲が広がるしということのお考えかというふうに私どもとしては理解をいたしております。

ただ、その際、JAXA全体の活動がてんでん

ばらばらと申しますか、いろいろな方向に向いていくということにつきましては、これは私が申し上げるのは若干僭越かと思いますが、内閣府の方で今度しつかり調整をされますし、あるいは、今度、宇宙基本計画といったものとJAXAの中長期目標といったものをきっちり整合性をするということで、これが実現されると思いますが、内閣府の方見ながら、今回新たな体制となるというふうに私どもとしては認識をしているということでござります。

○園田大臣政務官 先ほどの先生の御指摘を踏まえまして、もう少し詳しく話をさせていただきますと、先ほど私が申し上げた宇宙政策委員会と、それから、今般、その下に部会を設けさせていただきます。その中できちっと専門的な意見や経験を有する人材を幅広く集めて、政策委員会が十分に宇宙政策の分野におけるさまざまなか役割を發揮できるよう努めていくというのがまずござります。

先ほどおっしゃつていただきましたJAXAについての利用で、経産大臣も入ってくるじゃないかとか、二が四になってしまっているんじゃないかといふような御指摘でございますけれども、当然、今般のこの改正で一番の大きな主眼といいますか、それは、おっしゃるやうに、内閣府で一元的にまず全体を見通して、この宇宙政策が主務大臣であるところの内閣総理大臣にまず一元化をされていくといったところに今般の法改正の一番大きな主眼があるというふうに申し上げさせていただきます。

その総理大臣が総合的な宇宙の利用を推進する観点から、さまざまなか形で、総理大臣が担つていいという役割を、まずここに集約をされていく、全体的なところを見ていくということになる今までの、そういう意味ではさまざまな省庁、経産大臣がJAXAが使えるようになつたからといって、それが散漫していくということではなくて、さまざまなか大臣が利用可能な形になる上で、最終的には、総理大臣のもとでこの宇宙政策と

いつたものを推進していく体制がこれで整えられたというふうに御理解いただければと思います。

○遠山委員 よくわかりました。

最後に、宇宙と関係ない簡潔な質問を古川大臣にいたします。

今回の法改正で、内閣府の副大臣及び大臣政務官等を他の省庁の副大臣等が兼職できるということが盛り込まれているわけでございますが、一点だけ、兼職できる副大臣や政務官の数の上限規定がないんですね。

だから、古川大臣から見れば、俺たちは忙しいんだ、ちょっと暇な省庁の暇な政務官、副大臣、内閣府で兼職してちようだいというと、理論的に、二十人以上リクルートして兼職させられるというふうに理屈の上ではなっていますが、これはなぜ上限規定を設けなかったのか。大体どの程度兼職をさせようと今思つていらっしゃるのか。それをお伺いして、私の質疑を終わらしたいと思います。

○古川国務大臣 これは、政権交代以降、私どもは、大臣、副大臣、政務官、この三人が、いわば政務三役がチームとしてワンセットで行政を指揮監督していくこう、そういう取り組みをしています。

ところが、御存じのように、内閣府特命担当大臣というのは、これは大臣の数が限られていますので、その中で何人の大臣に内閣府特命担当大臣という形で担務をつけるかというのは、日々の整理がお決めになることになります。

私が副長官のときに、少し前の自公政権時代でいいますと、内閣府の場合には、一人ずつ副大臣、政務官を大臣に張りつけられないで、この特命担当大臣には副大臣、この特命担当大臣には政務官と、そういう分け方をしていましたね。そういうことも、一度菅内閣のときに考えましたけれども、今、国会答弁等も我々がやっておりますので、どうしてもやはりラインとして大臣、副大臣、政務官と必要だろう、そういうふうに今は考えております。

その中でやりますと、私自身も副大臣のときにあつたのが、お仕えする大臣が三人も四人もいる。

そうすると、こっちの大臣から呼ばれる、あっち

に限り、「を削除するのか、これを大臣に伺つてお

きたいと思います。

の大臣から呼ばれる、こっちへ行つていると、おまえは何で俺の方に来ないんだとか、そういうことがあつたりするんですね。

そういう意味では、一列に、ラインとして同じメンバーでやはりやつた方がいい。ですから、ほ

かの、例えば国交大臣であつても、その大臣が海

洋政策担当であれば、そこの副大臣や政務官が大

臣と一緒にあって、内閣府特命担当大臣としての

海洋政策担当の大臣をお支えするという形にすれ

ば、これは同じメンバーですから、政務三役です

から、チームとしてうまくいく。

だから、そういう意味では、人数に上限はつ

けていませんが、基本的には、特命担当大臣の数

に従つた、うなぎのサポートをつけるという形になつていくのではないか。それは、総理が何人こ

の特命担当大臣を任命するかによって変わつてしま

ります。ありがとうございます。

○遠山委員 公正に運用していただきたいと思

います。ありがとうございます。

○荒井委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

きのうは「はやぶさ」の日でしたが、「はやぶ

さ」というのは、宇宙基本法がない時代、JAX

A改正案などが考えられない時代に打ち上

げられ、大きな成功をおさめたものです。国際貢

献をしてきた日本のすぐれた宇宙科学とか宇宙物

理学というのは、別にこういう法律がなくても、

これはもともとやつてきたものなんですね。

先ほど、宇宙基本法について、超党派で全会一致

致みたなお話がありましたが、これは宇宙に軍事を持ち込む法律だということで反対をいたしました。

冒頭に、大臣に一言まず伺つておきたいんです

が、JAXA法の目的規定からなぜ「平和的目的

これまで資料を配付させていただいております。

そこで、資料を配付させていただいております。

ので資料一をごらんいただきたいんですが、実は、

防衛大臣はJAXAに対し、自衛隊が必要とす

る軍事衛星の開発のためにJAXAを動員できる

Xは予算は、下の青い方の線なんですが、ずっと横ばいなんですね。これは一九九九年を一〇〇

としたグラフです。結局、予算と人材を情報収集

衛星に割かれてしまっている。大臣、これが実態じやありませんか。

○大竹政府参考人 お答えいたします。

情報収集衛星につきましては、現在、内閣官房

内閣衛星情報センターが開発の主体となつている

ものであります。予算も内閣官房の方で手當して

しております。ただ、開発におきまして、独立行

政法人宇宙開発研究機構、JAXAにその開発を

委託しております。

したがいまして、これがJAXAのいわゆる予

算、運営費交付金ほかと別の体系で来ております

ので、JAXAが行う研究開発予算が情報収集衛

星の開発に割かれているという事実はございませ

ん。

○吉井委員 大竹さんも、いつの間にか大臣にな

られたようで。私は大臣に質問しておつたんです

がね。

JAXAの予算というのは、このグラフを見て

も明白なんですね、横ばいなんですよ。情報収集

衛星の方はどんどんふえているんです。これは事

実だろうということを聞いているんです。

JAXAの目的から「平和の目的に限り」が外されると、グラフに示したように、JAXA全体に占める宇宙の軍事利用に関する研究開発費がふえ続けるということになつていています。

次に、政府参考人にこちらは伺つておきますが、大臣が主務大臣となることもあり得るわけございますけれども、したがつて、そういうたたかみであります。では、防衛省の個別のプロジェクトについて、これがJAXAが実施することを排除しているものではございませんが、現時点では具体的な計画はないというふうに承知をいたしておりますし、

防衛大臣が主務大臣となることでもありますし、

Aがより緊密に対応できるよう資源を投入し、具體的な事業をJAXAに実施させることとなつた

府省につきましては、当該事業についてJAXA

の主務大臣となることを可能とするために、主務大臣を政令で追加できる仕組みを導入したもの

ございます。

○吉井委員 なぜか、主務大臣のところで防衛大臣、書きにくいのか、政令で定めるということになつていただけですが。

次に、政府参考人にこちらは伺つておきますが、

ミサイルの発射段階の熱を検知する日米共同のミ

サイル防衛システムの一つ、早期警戒衛星DSPを使つています。

防衛省は、早期警戒衛星のセンサーにも搭載でき

る二波長赤外線センサーの研究を進めています

が、実際にセンサーを搭載した早期警戒衛星を開

発するためにはJAXAの技術と研究者を動員する

のが、法改正の一つの大きな動機となつてゐると思つわけです。

防衛省は二波長赤外線センサーの開発を進めておりますが、今のJAXA法のもとでは、JAXAの持つている技術を使って二波長赤外線センサーを載せた早期警戒衛星をつくることはできないわけですね。JAXA法を変えれば、この利用は可能となるんじやないですか。

○西政府参考人 お答え申し上げます。

防衛省といたしましては、現在、早期警戒機能の高度化に向けた検討、これは行つております。

具体的には、先生御指摘のとおり、目標物体の抽出、識別性の向上、これが見込まれます二波長赤外線センサーに関する技術の資料を得るべく、平成十七年度から研究を実施しておりますが、たゞ、当該センサーを早期警戒センサーとして使用するかどうか、こういったところについては、まだ私ども結論を得るに至つております。今後、当該研究の成果を踏まえつつ考えていくこうとところでござります。

○吉井委員 ですから、今度の法律のたてつけからいと、政令で定めるということになつていていますが、防衛大臣の有名詞は入っていませんから、今までJAXAの技術を使うことはできないわけですよ。しかし、この主務大臣を、総理が、この「政令で定める」の部分の政令を、防衛大臣も入れたら、JAXA法を今回のように変えることによつて、この利用が可能になるということは今の答弁で明らかだと思います。

昨年末に民主党政権は、武器輸出三原則を投げ捨てて、兵器の国際共同開発に道を開きました。昨年六月の日米2プラス2共同発表で、日米二国間の宇宙における安全保障に関するパートナー・シップを深化させる最近の進展があつたと述べて、デュアルユースのセンサーの活用という内容も含まれています。

これは、二波長赤外線センサーを搭載したミサ

イル防衛のための早期警戒衛星の開発を日米共同で行うということを意味しています。その開発のためにJAXAの技術を使おうと考えているもの

と言わざるを得ません。

防衛省は、宇宙基本法成立後、自衛隊の宇宙の軍事利用の方針である宇宙開発利用に関する基本方針をまとめ、防衛計画の大綱の中では、「宇宙

能力や情報本部等の総合的な分析・評価能力等を強化し、情報・運用・政策の各部門を通じた情報収集

分野を含む技術動向等を踏まえた多様な情報収集と共有体制を整備する。」としております。宇宙技術を軍事に積極的に導入するということが今、示されているわけです。

防衛省の方は、実際に、質量五百キログラム以下、一辺が一・二メートル以下の即応型小型衛星

を使った通常のカメラと合成開口レーダーを載せた偵察衛星を、空中発射できる小型ロケットで發射することを検討しております。この即応型小型衛星の開発と実証をJAXAの方では進めています。また、イプシロンという名前の新型固体ロケットの開発もJAXAでやっています。

JAXA法改正によつて、自衛隊の求めに応えてJAXAの技術を使つた即応型小型偵察衛星を開発して打ち上げよう、大臣、このことをJAXA法の一つの大きな狙いとして、全部じゃないですか、そのうちの一つとして考へてゐるんじやないですか。

○西政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の即応型小型衛星といいますものは、先生御存じのとおり、航空機からの打ち上げも可能な、低高度軌道でのコンパクトな衛星でございます。

昨年末に民主党政権は、武器輸出三原則を投げ捨てて、兵器の国際共同開発に道を開きました。

JAXAは、三菱電機や三菱重工業などの宇宙産業、航空宇宙工業会、経団連などから要求されれば、その要求に沿つて業務を行つてください。

今度の法改正でなつていくことになります。これ

は、政府による宇宙開発関連の受注の確保、人工衛星の製造をPFIによつてやつていくPFI法の改正、宇宙関連のトップセールスやパッケージ型輸出を国に対して求めてきました。

JAXAは、三井電機や三井重工業などの宇宙

産業、航空宇宙工業会、経団連などから要求されれば、その要求に沿つて業務を行つてください。

今度の法改正でなつていくことになります。これ

は、宇宙開発に関する専門的知見を有する人から

衛星の有用性や技術的な可能性、費用対効果、こうしたことについて検討を行ふことが必要であるという認識を持つております。

そこで、現時点、これを開發するかどうかにつきましては、こうした調査研究の結果も踏まえまして今後検討していく、このように思つてゐるところでござります。

○吉井委員 JAXAの方は、この即応型小型衛星の開発、実証を進めているわけですね。ですから、西さんも大臣になられたのかもしれないけれども、要するに、結局、今度の法律の改正の大きな狙いの一つは、政令によつて、つまり防衛大臣が参加することによってJAXAの軍事利用に道を開く、そこに非常に大きな狙いがあるということがはつきりしていると思つんです。

資料をお配りさせていただいておりますので、この資料に示したように、これはその一部なんですが、宇宙産業分野の企業から霞が関出張所と呼ぶべき在籍出向の実態を示しました。

今回の改正案で、JAXA法十八条に、人工衛星やロケットの開発、ロケットの打ち上げ施設にてJAXAの技術を使つた即応型小型偵察衛星を開発して打ち上げよう、大臣、このことをJAXA法の一つの大きな狙いとして、全部じゃないですか、そのうちの一つとして考へてゐるんじやないですか。

○西政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の即応型小型衛星といいますものは、先生御存じのとおり、航空機からの打ち上げも可能な、低高度軌道でのコンパクトな衛星でございます。

昨年末に民主党政権は、武器輸出三原則を投げ捨てて、兵器の国際共同開発に道を開きました。

JAXAは、三菱電機や三井重工業などの宇宙

産業、航空宇宙工業会、経団連などから要求されれば、その要求に沿つて業務を行つてください。

今度の法改正でなついくことになります。これ

は、政府による宇宙開発関連の受注の確保、人工衛星の製造をPFIによつてやつていくPFI法の改正、宇宙関連のトップセールスやパッケージ型輸出を国に対して求めてきました。

JAXAは、三井電機や三井重工業などの宇宙

産業、航空宇宙工業会、経団連などから要求されれば、その要求に沿つて業務を行つてください。

今度の法改正でなついくことになります。これ

は、宇宙開発に関する専門的知見を有する人から

構成され、国会同意人事です。五人のうち三人は

案者である大臣に伺つておきます。

○古川国務大臣 宇宙産業は我が国が宇宙開発利用を進めていく上で重要な基盤でありまして、その維持強化は喫緊の課題となつております。

宇宙基本法におきましても産業振興が基本理念として明記されまして、国は民間における事業活動促進のために必要な施策を講ずることとされております。また、アジア等の宇宙新興国を中心

に宇宙産業の市場拡大が見込まれております。民間事業者による海外展開を図ることも我が国宇宙の経済成長にとっても大変重要なことであると

いうふうに考えております。

このような状況を踏まえて、我が国の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関でありますJAXAが、その技術力等を生かして、人工衛星等の開発等を行う民間事業者に技術的知見を提供したり、また、民間事業者が衛星システムを海外展開するため、相手国宇宙機関に衛星システムの利用技術を提供したり、こうしたことを見定いた

ております。

○吉井委員 私が伺つておりましたのは、この霞

が関出張所の実態について、やはりそこから来るのが今の要求につながつてくるわけですから。

実は、事前に、関連する企業の方からレクチャーや

を受けるとJAXA法十八条六号改正案検討

中で、民間事業者の事業活動の推進に関し、成果の活用に関する情報の収集及び提供並びに指導そ

の他の業務を行うことと、割と緩やかな表現なん

です。ところが、宇宙産業から強烈な要求があつて、法文のよう、要するに、要求があれば援助と助言をするというふうにかなり露骨な表現に変わつてしまつたというのが実態だ。私は、これは非常に重要な点だと思います。

法案では、現在文科省に置かれている宇宙開発委員会を廃止して、内閣府に宇宙政策委員会を設置しようとしておりますが、現行の宇宙開発委員会

は、宇宙開発に関する専門的知見を有する人から

構成され、国会同意人事です。五人のうち三人は

常勤職員。委員は、情報収集衛星の審議の際以外は基本的に委員会を公開でやっています。新たにつくろうとしている宇宙政策委員会の委員は、国会同意はなく、そして、委員の資格として宇宙開発や技術に関する専門性は求められない、素人でよろしい。委員会の運営は公開するかどうか決まっていない。

法改悪で、法を変えることによってJAXAの目的に軍事のための宇宙開発も加えようとした結果、結局これは宇宙軍拡の宇宙政策に関することも議論するということになりますが、今度は、それは安保を理由にして議論を非公開としてしまうことになる、私はそういう非常に重大な問題を持つていると思うんです。

私が大臣に向つておきたいのは、原子力村と呼ばれる原発利益共同体が福島事故を起こしたように、いわば宇宙軍需産業共同体のために宇宙開発に関する専門的知見を持たない人物を国会同意もなしに委員にできるようにするというのは、これはおかしいんじゃないですか。

○山川政府参考人 お答え申し上げます。

宇宙開発委員会につきましては、常勤委員が含まれるとともに、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の役員の任命に関する同意、それと宇宙開発に関する長期的な計画の議決など、法律上の強い権限を有する機関であります。

一方、今般新設する宇宙政策委員会につきましては、内閣総理大臣等の諮問に応じて専ら政策審議を行うことを任務としておりまして、かつ、非常勤の委員から構成するということにしております。

こうした両委員会の性格の違いを勘案しまして、宇宙政策委員会につきましては、ほかの一般的な審議会を参考にいたしまして、国会同意を委員任命の要件とはしないこととしております。

○吉井委員 それは全く理由にならないと思うんです。

先ほど大臣のおっしゃったような宇宙産業の話については、私自身が巨大なスペースチャンバー

を設計したり開発する方をやってきましたから、宇宙産業そのものについて否定しているんじやないんですよ。それは、日本は、「はやぶさ」を中心として、宇宙科学や宇宙物理の世界で大きな貢献もすれば、その分野で産業はちゃんと発展する道をとつてきたわけですから、別に軍事に傾斜しまっていません。

JAXAの研究分野に結局素人が入ってきて非公開の会議をどんどんふやすということになると、大変危ないことになってしまふ。

安保を理由に、JAXAの研究分野に結局素人が入ってきて非公開の会議をどんどんふやすということになると、大変危ないことになってしまふ。

ことし五月、実は、H-IIAロケット二十一号を使つて、JAXAが開発した第一期水循環変動観測衛星、GCOM-W1「しづく」、これと韓国のKARIの多目的実用衛星、コンプサット3を打ち上げたわけですが、これをやつたのは三菱であります。

韓国の報道によると、これまでに打ち上げたコンプサット1も2も以前から軍事に利用されたということが報じられています。他の国軍隊が使用する可能性が排除し切れない人工衛星を、三菱重工などの利益のために、平和のために限り業務を行うとしてきたJAXAの射場を使って打ち上げたということは、私は既に法律上も問題があると思うんですが、今回JAXA法を変えることによって憲法に相当触れてしまう、現にやつていいと思うんですけど、今回JAXA法を変えることによるコンプサットのようなそういう例にもつと踏み込むということは、やはりそういうふうな法改正が、大臣どうですか。

○浅尾委員 次に、浅尾慶一郎君。

○荒井委員長 次に、浅尾慶一郎君。

○浅尾委員 みんなの党の浅尾慶一郎です。

私の方からは、この法案の改正のものになる考え方あるいは背景といったようなことを含めて、質問をさせていただきたいと思います。

もとになる考え方としては、今まで、さまざまなかつ戦略的に推進するため、宇宙関係予算につきまして司令塔機能を担う内閣府が、宇宙政策委員会の調査審議を踏まえて、宇宙開発利用に関する経費の見積もりの方針を決定し、これに基づいて各省が予算要求を行うこととしたしました。この見積もりの方針をどれくらい具体化できるかといふところが一つのポイントになってくるんではなかというふうに思っております。

また同時に、内閣府と財政当局との密接な連携も、この予算、最初から最後の閣議決定のところまで含めて連携を図ることによって、予算自体は一元化までいきませんけれども、予算編成を含めて宇宙政策が戦略的に推進できるよう努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○浅尾委員 今回の法案では一元化しないというのはよくわかっているんです。将来的な方向性としては、古川大臣は一元化する方がよりよいと思うのか、そうでないと思うのかということを伺つてまいりたいと思います。

○古川国務大臣 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、気象衛星と気象行政のように、宇宙政策というのは、それぞれの省庁で、いわば縦に執行のところにある部分と、そぞもつと大きな、

宇宙政策の戦略的な、そういう全体を見てというところがあります。

ですから、そういう大きな戦略のところは司令塔できちんとやりますけれども、しかし、個別の非常に具体的な事業とか何かになると、そここのところを見ると、これはやはりちょっと別の側面もありますので、そういう意味では、全体として、宇宙戦略のところから、どういう戦略で予算をつけているかというのがきちんと見えていくようになってきたいと思っていますが、全てのそういう事業の執行のところも全部一元化したらいいかというと、ちょっとそこは、少し距離があるんじゃないかというふうに思つておりますので、宇宙政策としては、司令塔機能をつくることによって、政策の部分としては一元的に予算が編成できるよう努めをしてまいりたいというふうに考えております。

○浅尾委員 それでは、きょう、文部科学副大臣、経済産業副大臣、国土交通副大臣そして防衛政務官にお越しいただいておりますが、まだ来年度の概算要求はもちろん始まっておりませんけれども、宇宙政策の一元化に伴つて、それぞれの省の予算の中で少し内閣府に予算を移管する部分がありそなかどうか伺つてまいりたいと思います。では、まずは文部科学副大臣からお願いしたいと思います。

○奥村副大臣 お答えいたします。

ただいま古川大臣の方からお話をありましたように、内閣府を中心、見積もり等をしつかり我々も見聞させていただいて、それによつて、本来文部科学省がやっていくべき技術開発、技術の基盤強化をしながら、人材育成を進めてまいりたいというふうに思つて、いるところでございます。

○浅尾委員 時間もありますので、牧野経済産業副大臣に伺いたいと思いますけれども、変化がありそなか、なさそなかぐらいちょっとお答えいただけるとありがたいと思います。

○牧野副大臣 昨年の予算編成のときに、浅尾委員の言われたような論点の議論があつたことは事

実であります。しかしながら、今、古川大臣の指導のもとに、そういう予算編成に向かつておりますので、御理解のほど、よろしくお願ひします。

○浅尾委員 多分、同じような答弁になると思いますが、せっかくお越し頂いておりますので、国土交通副大臣そして防衛政務官、お答えいただければと思います。

○吉田(お)副大臣 宇宙開発の利用におきましては、政府の方針に従つていくということをございますが、予算の関係に関しましては、それぞれ目的がござりますので、しつかり私どもは私どもで確保していくということでございます。

○神風大臣 政務官 防衛省の宇宙関連事業といたしましては、平成二十四年度予算では、イージス艦のBMD能力の付加を含むBMD関連、また、Xバンド衛星通信中継機能等の整備運営事業を含む衛星通信の利用及び商用画像衛星の利用等といった事業を計画しているところでございます。

○浅尾委員 古川大臣、全体の戦略は内閣府でやるということになつていますけれども、文部科学省からは、具体的にこの戦略を切り離すという

そういう方向でしつかり進めていきたいというよう思つております。

○奥村副大臣 ちょっと、具体的にはないわけでございますが。

○浅尾委員 古川大臣、全体の戦略は内閣府でやるということになつていますけれども、文部科学省からは、具体的にこの戦略を切り離すという

のはないという答弁がありました。

○奥村副大臣 ちょっと、具体的にはないわけでございますが。

○浅尾委員 古川大臣、全体の戦略は内閣府でやるということになつていますけれども、文部科学省からは、具体的にこの戦略を切り離すという

のはないという答弁がありました。

○古川国務大臣 移るのかというのではなくて、今までには、各省それぞれ自分たちの思いで、全体として宇宙政策、そういう発想とは少し、ある種そこが頭の中に抜けている部分もあつたりして

やつて、内閣府でも全体の戦略を立てるとい

うことになると、何か屋上屋的な部分もあるん

じゃないかと思いますが、では、古川大臣の方か

ら、それぞれの省で今現在担つている企画立案機

能のうち、こここの部分は内閣府に移管するとい

うなものがあれば、それを具体的に例示してい

ただきたいと思います。

○古川国務大臣 今回の法案でも、宇宙開発委員会、文科省のはもう廃止をすることにしています

が、浅尾委員も若干、わかつていて聞いていらっしゃるのかもしれませんけれども、企画立案とか

それぞれの所管のところを別にとつくるとかと

いうことじやないんです。

○浅尾委員 全体を統括する戦略を立てるようになることだとだと思います。従来なかつたもの

を行なうということだらうと思いますけれども、そ

れぞれ従来あつた部分の機能の重複があると、二重

になつてしまふので、そこはぜひそうならないよ

うにしていただきたいと思います。

○浅尾委員 本当に一つ従来との関係で申し上げますと、

次に、もう一つ従来との関係で申し上げますと、

研究開発と実用化との間に距離があつたというこ

とだと思いますが、今後、研究開発をいかに実用化につなげていくのか、そのための方策について

伺いたいと思います。

○古川国務大臣 御指摘のように、研究開発、実

用化、すなわち開発と利用を有効に結びつける、これが宇宙政策の重要な課題であります。

○奥村副大臣 ことしの予算もそういう思いをしながら進めてきたわけですが、戦略的に

宇航政策委員会において調査審議をして、それに基づいて、宇宙戦略本部で宇宙政策についての総合的な戦略を立てます。そこで予算についての見積もりの案というのもつくります。それに基づいて、各省がその枠の中で、自分たちの担当になつて、各部がその部分に当たる

見積もりの案といつてもつくります。それに基づいて、各省がその枠の中で、自分たちの担当になつて、各部がその部分についての予算の要求からしてい

くという形であつて、そういう意味では、別に、何か設置法に基づく所掌事務をこちらに持つてき

てとかいうところとはちょっと違つて、宇宙政策についての総合的な戦略は内閣府の司令塔のところでまとめていく、それに従つて各省が予算要

の体制整備の大きな目的の一つでもあります。

今回の体制整備におきましては、具体的には、まず、内閣府が中心となつて我が国全体のユーナーのニーズを総合的に取りまとめて研究開発に反映させることにするとか、これまで実用化の担い手のなかつた省庁横断的なシステムについて内閣府自身が実用化を行うことができるところとする、準天頂衛星システムなんかはまさにその典型的でありますけれども、またさらに、JAXAの業務に、宇宙の実用化の担い手となる民間事業者に対する支援業務を追加する、こうした措置を講じたところでございます。

こうした措置を講じることによりまして、研究開発に利用ニーズが反映をされて研究開発の成果が実用化につながるよう、まさにこれを戦略的にこの宇宙開発の司令塔において推進してまいりたいというふうに考えております。

○浅尾委員 時間になりましたので終えたいと思いませんけれども、具体的に今、その研究開発と実用化との関連性がこの法案によつてどの程度高まりそうかということをお答えいただいて、質問を終えたいと思います。

○古川国務大臣 繰り返しになりますけれども、研究開発と利用を有効に結びつける、これが今回改定の目的の一つでありますから、しっかりとそれは実現していきたいというふうに思つております。

○浅尾委員 終わります。

○荒井委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。津村啓介君。

内閣府設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案

○荒井委員長 この際、本案に対し、津村啓介君から、民主党・無所属クラブ提案による修正案が提出されております。

○荒井委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。

〔本号末尾に掲載〕

吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、内閣府設置法等の一部を改正する法律案について反対の立場をとります。

反対の第一の理由は、宇宙軍拡をこれまで以上に進めることになるからです。

法案は、現行のJAXA法の目的規定から「平和的目的に限り」という文言を削除することになります。

在環境委員会で御審議されていました原子力の安全確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案では、文部科学省設置法の宇宙開発委員会及び放射線審議会に関する規定をそれぞれ改正することとなつてお

ります。

内閣府設置法等の一部を改正する法律案では、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案が先に施行されることを前提に、文部科学省設置法の宇宙開発委員会に関する款を削り、関係部

月一日は既に経過したことから、改めて整理を直す必要があります。

そこで、本修正案においては、内閣府設置法等の一部を改正する法律案第二条の文部科学省設置法の一部改正において、宇宙開発委員会に関する款を削除とする整理を行つこととしたところであ

ります。

しかし、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案の施行期日とされる平成二十四年四月一日は既に経過したことから、改めて整理を

直す必要があります。

そこで、本修正案においては、内閣府設置法等

の一部を改正する法律案を削除することになります。

今回の法改正は、JAXA法から平和の目的に

限るとした規定をなくすことにより、JAXAを

文言があるために、JAXAは軍事を目的とした

研究開発を行わない自然の制約があります。

今回の法改正は、JAXA法から平和の目的に

限るとした規定をなくすことにより、JAXAを

Aの主務大臣にすれば、自衛隊の活動にとつて必

要であれば、JAXAの開発した技術を自衛隊の

宇宙軍拡の研究開発を行う組織へと変容させる内

容であり、到底容認できるものではありません。

また、法案は、防衛大臣を政令によつてJAX

A法の目的規定に「平和的目的に限り」という

文言があるために、JAXAは軍事を目的とした

研究開発を行わない自然の制約があります。

今回の法改正は、JAXA法から平和の目的に

限るとした規定をなくすことにより、JAXAを

宇宙軍拡の研究開発を行う組織へと変容させる内

容であり、到底容認できるものではありません。

また、法案は、防衛大臣を政令によつてJAX

Aの主務大臣にすれば、自衛隊の活動にとつて必

要であれば、JAXAの開発した技術を自衛隊の

宇宙軍拡の研究開発を行う組織へと変容させる内

容であり、到底容認できるものではありません。

また、法案は、防衛大臣を政令によつてJAX

の主務大臣にすれば、自衛隊の活動にとつて必

要であれば、JAXAの開発した技術を自衛隊の

宇宙軍拡の研究開発を行う組織へと変容させる内

容であり、到底容認できるものではありません。

また、法案は、防衛大臣を政令によつてJAX

Aの主務大臣にすれば、自衛隊の活動にとつて必

要であれば、JAXAの開発した技術を自衛隊の

○荒井委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○荒井委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三分散会

地域再生法の一部を改正する法律案

地域再生法の一部を改正する法律

地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一

部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第三条の二」に、「第四

節及び第二節 削除

第三節 地域再生基盤強化交付金の交付等(第十九条)

第四節 地域再生支援利子補給金の支給(第二十条)

第五節 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例(第二十一

第六章 地域再生本部(第二十二条・第三十一条)

第七章 地域再生推進法人(第二十三条)

第八章 地域再生本部(二十四条・第三十三条)

第四節 地方債の特例(第十七条)

第五節 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例(第十八条)

第六章 地域再生推進法人(第十九条・第二十三条)

第七章 地域再生本部(二十四条・第三十三条)

第一章中第三条の次に次の二条を加える。(関連する施策との連携)

第三条の二 国及び地方公共団体は、地域再生に関する施策の推進に当たっては、経済社会の構造改革の推進に関する施策、産業の国際競争力の強化に関する施策その他の関連する施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

第四条に見出として「地域再生基本方針の策定」を付し、同条第二項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「次条第一項」を「第五条第一項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 特定政策課題(地域における少子高齢化の

ときは、遅滞なく、地域再生本部が作成した地域再生基本方針の変更の案について閣議の決定を求めるべきである。

第五条第四項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同項第四号中「第二十条第一項」を「第十四条第一項」に、「同項において」を「以下」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に一号を加える。

第六条第一項中「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同条第二項中「前条第九項」を「前条第十項」に改め、同条第三項を第七項とし、第五項を第六項とし、第六項を第七項とし、第七項を第八項とする。

第七条第一項中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改め、同条第二項中「前号」を「前二号」に改め、同条第三項中「第十二項」を「第十三項」に改め。

第八条第一項中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改め、同条第二項中「第二号」を「第三号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

第九条第一項中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改め、同条第二項中「第二号」を「第三号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

第十条第一項中「第五条第九項各号」を「第五条第十二項各号」に改め、同条第四項中「第五条第十三項」に改め。

第十一条第一項中「第二号」を「第三号」とし、第二号を「第二号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

第十二条第一項中「第二号」を「第三号」とし、第二号を「第二号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

第十三条第一項中「第二号」を「第三号」とし、第二号を「第二号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

第十四条第一項中「第二号」を「第三号」とし、第二号を「第二号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

第十五条第一項中「第二号」を「第三号」とし、第二号を「第二号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

第十六条第一項中「第二号」を「第三号」とし、第二号を「第二号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

第十七条第一項中「第二号」を「第三号」とし、第二号を「第二号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

第十八条第一項中「第二号」を「第三号」とし、第二号を「第二号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

第十九条第一項中「第二号」を「第三号」とし、第二号を「第二号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

第二十条第一項中「第二号」を「第三号」とし、第二号を「第二号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

第二十一条第一項中「第二号」を「第三号」とし、第二号を「第二号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

第二十二条第一項中「第二号」を「第三号」とし、第二号を「第二号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

第二十三条第一項中「第二号」を「第三号」とし、第二号を「第二号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

第二十四条第一項中「第二号」を「第三号」とし、第二号を「第二号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

第二十五条第一項中「第二号」を「第三号」とし、第二号を「第二号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

第二十六条第一項中「第二号」を「第三号」とし、第二号を「第二号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

第二十七条第一項中「第二号」を「第三号」とし、第二号を「第二号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

第二十八条第一項中「第二号」を「第三号」とし、第二号を「第二号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

第二十九条第一項中「第二号」を「第三号」とし、第二号を「第二号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

第三十条第一項中「第二号」を「第三号」とし、第二号を「第二号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

第三十一条第一項中「第二号」を「第三号」とし、第二号を「第二号」として「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め。

同条第八項中「前項の規定により地域再生協議会における協議をしたときは、」を削り、「申請には」の下に「第五項の規定により特定地域再生事業を実施する者の意見を聴いた場合にあっては当該意見の概要を、前項の規定により地域再生協議会における協議をした場合には」を加え、同項を同条第九項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第六項を第七項とし、第七項を第八項とする。

第四項の次に次の二項を加える。

5 地方公共団体は、特定地域再生事業に関する事項を記載した地域再生計画を作成しようとするとき、当該特定地域再生事業を実施する者の意見を聴かなければならない。

事項を記載した地域再生計画を作成しようとするとき、当該特定地域再生事業を実施する者の意見を聴かなければならない。

<p>第二十条に見出として「(地域再生支援利子補給金の支給)」を付し、同条第一項中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第二号」に改め、第五章第四節中同条を第十四条とし、同条の次に次の二条を加える。</p> <p>(特定地域再生支援利子補給金の支給)</p> <p>第十五条 政府は、認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第三号イに規定する事業を行ふに必要な資金の貸付けを行う金融機関であつて、当該貸付けの適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの(以下この条において「指定金融機関」という)が、当該資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金を支給する旨の契約(次項において「利子補給契約」という)を当該指定金融機関と結ぶことができる。</p>
<p>2 前条第二項から第六項までの規定は前項の規定により政府が結ぶ利子補給契約について、同条第七項及び第八項の規定は指定金融機関の指定について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「地域再生支援利子補給金」とあるのは「次条第一項の利子補給金(以下この条において「特定地域再生支援利子補給金」という。)と、同条第三項から第六項までの規定中「地域再生支援利子補給金」とあるのは「特定地域再生支援利子補給金」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>第五章第四節を同章第二節とし、同節の次に次の二節を加える。</p> <p>第三節 課税の特例</p> <p>第十六条 認定地域再生計画に記載されている第十五条第四項第三号ロに規定する内閣府令で定める事業を行う株式会社(地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度を考慮して内閣府令で定める常時雇用する従業員の数その他の要件に該当することについて内閣府令で定めるところにより認定地方公共団体の確認を受けたもの</p>
<p>に限る。)により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>第四節 地方債の特例</p> <p>第十七条 認定地方公共団体が認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第三号ハに規定する事業で、総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。</p> <p>第二十一条中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第四号」に改め、第五章第五節中同条を第十八条とする。</p> <p>第三十一条を第三十三条とし、第二十四条から第三十条までを二条ずつ繰り下げる。</p> <p>第二十三条第二号中「第五条第十項」を「第五条第十一項」に改め、同条を第二十五条とする。</p> <p>第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。</p> <p>第六章 地域再生推進法人</p> <p>(地域再生推進法人の指定)</p> <p>第十九条 地方公共団体の長は、當利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行ふことができると認められるものを、その申請により、地域再生推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。</p> <p>2 地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を地方公共団体の長に届け出なければならない。</p> <p>4 地方公共団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p>
<p>(推進法人の業務)</p> <p>第二十条 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 地域再生を図るために行う事業を行う者に対する、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。</p> <p>二 第五条第二項第二号に規定する事業を行うこと又は当該事業に参加すること。</p> <p>三 第五条第二項第一号に規定する事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>四 地域再生の推進に関する調査研究を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、地域再生の推進のために必要な業務を行うこと。</p> <p>第六章を第二十四章とする。</p> <p>第二十二条を第二十五条とする。</p> <p>第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。</p> <p>第六章 地域再生推進法人</p> <p>(地域再生推進法人の指定)</p> <p>第十九条 地方公共団体の長は、當利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行ふことができると認められるものを、その申請により、地域再生推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。</p> <p>2 地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を地方公共団体の長に届け出なければならない。</p> <p>4 地方公共団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p> <p>第二十三条 国及び関係地方公共団体は、推進法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第二百四号)の公布の日又はこの法律の公布の日いづれか遅い日から施行する。</p> <p>(検討)</p> <p>第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の地域再生法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第三条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)</p> <p>第二十二条 地方公共団体の長は、第二十条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関する報告をさせることができる。地方公共団体の長は、推進法人が第二十条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>2 地方公共団体の長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第十九条第一項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>第三条(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)</p> <p>第四条 国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十六条第三十号中「第二十八条第一項」を「第三十条第一項」に改める。</p> <p>(内閣府設置法の一部改正)</p> <p>第五条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十六条第三十号中「第二十八条第一項」を「第三十条第一項」に改める。</p> <p>(内閣府設置法の一部改正)</p> <p>第五条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十六条第三十号中「第二十八条第一項」を「第三十条第一項」に改める。</p> <p>(内閣府設置法の一部改正)</p>

条第一項」を「同法第十四条第一項」に改め、「支給に関する」との下に「並びに同法第五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関する」とを加える。

理由

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣の認定を申請することができる地域再生計画の記載事項として特定地域再生事業に関する事項を追加するとともに、当該特定地域再生事業に対する特別の措置を定めるほか、地域再生法人の指定等について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第一条」を「第一二条の二」に、「法律の特例に関する措置」を「構造改革特別区域における規制の特例措置」に、「第四十九条」を「第二百八十九号」の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第四章で」を「第十二条、第十三条、第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条及び第二十八条から第三十三条までに」に、「及び政令又は主務省令」を「並びに政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）に、「政令又は主務省令で規定するこれらの規定」を「第三十四条の規定による政令等」に改め、第一章中同条の次に次の二条を加える。
（関連する施策との連携）
第二条の二 国及び地方公共団体は、構造改革特別区域において、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化（以下「構造改革の推進等」という。）に関する施策を推進するに当たっては、

地域の活力の再生に関する施策、産業の国際競争力の強化に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならない。

第三条第一項中「経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化（以下単に「構造改革の推進等」という。）を「構造改革の推進等」に改める。

第三十条第一項中「において「指定都市」を「及び次条において「指定都市」に改める。」

第三十一条を次のように改める。

（河川法及び電気事業法の特例等）

第三十一条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）第二十三条、第二十四条又は第二十六条第一項（これらの規定を同法第二条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による許可（以下この条において「河川法第二十三条等の許可」という。）を受けた水利使用（流水の占用又は同法第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下この条において同じ。）のために取水した流水のみを利用する水力発電事業（以下この条及び別表第二十一号において「特定水力発電事業」という。）を実施し又はその実施を促進すること、環境に配慮した地域の活性化を図るために必要なと認め、次に掲げるところにより内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る特定水力発電事業については、第七項から第十項までの規定を適用する。

2 前項の地方公共団体
2 特定水力発電事業を実施し、又は実施する者（河川法第七条（同法第二百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）において同一の管理の一部を行つ場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。第九項及び第十三項において同じ。）

3 第一項第二号の規定により協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

4 地方公共団体は、第一項第二号の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 第三項第一号に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、第一項第二号の規定により協議会を組織する地方公共団体に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に

ある農産物」を「農産物、当該構造改革特別区域の周辺の漁場の区域（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十二条第一項の規定により当該漁場の区域を定めた漁業の免許について定められたる地元地区又は関係地区の全部又は一部が当該構造改革特別区域に含まれるもの）をいう。内において採捕され若しくは養殖される水産物又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造される加工品（第二号において「特区内農産物等」という。）であつて当該地域の特産物であるもの」に改め、「酒類の製造場」の下に「（同号において「特区内自己製造場」という。）」を加え、同項第一号中「生産されたもの」の下に「又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの」を加え、同項第二号中「（他の製造場において製造されたものに限る。）及び農産物（）を「及び」に、「も」の、当該構造改革特別区域内において生産されたものに限る。）及び農産物（）を「農産物、水産物又は加工品（特区内農産物又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした」を「農産物、水産物又は加工品（特区内農産物又はこれに準ずるの全部又は一部としたものであつて特区内自己製造場において製造された酒類を原料としている」に改める。

二 地方公共団体が、当該認定の申請に先立ち、特定水力発電事業に関し必要な協議を行つた場合の内容（国土交通省令で定める事項が記載されたものに限る。）
ハ 次号の規定による協議の概要
口 当該特定水力発電事業が利用する流水に係る河川法第二十三条等の許可を受けた水利使用の内容（国土交通省令で定める事項が記載されたものに限る。）

定発電水利使用及び」を加える。

一 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十
一号）第五十二条

二 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三
年法律第二百二十二条）第三十二条

理由

経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、内閣総理大臣が行う構造改革の推進等に関する提案の募集の期限及び内閣総理大臣に対する構造改革特別区域計画の認定申請の期限を延長するとともに、協議会を活用した特定水力発電事業に係る措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内閣府設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案

内閣府設置法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条 中文部科学省設置法目次の改正規定を次のように改める。

目次中「第三款 宇宙開発委員会（第八条
第十七条）」を「第三款 削除」に改める。

第二条 中文部科学省設置法第三章第二節第三款の款名を削る改正規定、同法第八条から第十七条までの改正規定及び同節中第四款を第三款とし、第五款を第四款とする改正規定を次のように改める。

第三章 第二節 第三款を次のように改める。

第三款 削除

第八条から第十七条まで 削除